

審査基準及び標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	特定漁港施設の運営の事業を有するために必要な資力及び信用の認定
②	法令名	漁港漁場整備法
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第37条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	法令の定め	<p>・第37条の2第1項 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。))その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。</p>
⑦	審査基準	<p>・農林水産省令第11条の2 数量は年間1,000トンとする。 ・農林水産省令第11条の3 漁港施設は次に掲げるものとする。 一 係留施設 二 輸送施設 三 漁獲物の処理、保存及び加工施設 四 前3号に掲げる施設の機能を確保するための護岸 五 前各号に掲げる施設の敷地 ・農林水産省令第11条の5 基準は次のとおりとする。 一 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。 二 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。 三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善又は水産物の集出荷その他の流通に係る業務の効率化に特に資すること。 ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。 ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。 ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。 ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から60日以内
⑫	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑬	備考	農林水産省令第11条の4に定める様式にて申請のこと。